答 弁 第 二 五 号昭和五十七年九月十日受領

内閣衆質九六第二五 号

昭和五十七 年九月十日

内 閣 総 理大臣 鈴 木 善 幸

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員林百 郎君提出国 鉄 長野駅前の 玉 有 財産に関する質問 に対 別紙答弁書を送付す

る。

(質問の 五五

衆 議 院 議 員 林 百 郎君提出国 鉄長野駅前 の国有財産 に関する質問に 対する答弁書

一について

長 野 市 から事情を聴取したところ、 御指摘の長野市大字鶴賀字高畑八二三番の一〇 の土地

(以下「本件土地」という。 は、 昭和二十二年長野市道末広鐘 鋳 川線の拡 幅 のため長 野 市 が 買 収

Ļ 旧 道 路 法 上 当 該 市 道 が 国 の営造物とされていたことから総理庁 名 義 で登記され たとのこと

である。

本 件 土 地 は、 道 路 法 施 行 法 第 五. 条 第 項 0) 規 定 に 基 づ き、 昭 和 二十七年十二月五 日現 行 道路

法 施 行 \mathcal{O} 際 長 野 市 に無償で 貸 L 付 けら れたとみなされるも \mathcal{O} で あ る。

二について

長野県及び長野市から事情を聴取したところ、 市川氏が本件土地を不法に使用していたとい

う確証は得られなかつた。

な お 本 件 土 地 12 0 7 て は 現 在 土 地 区 画 整 理 事 業 が 施 行 さ れ 7 お り、 現 地 12 お 7 て は 位 置

 \mathcal{O} 確 認 は 非 常 に 困 難 で あ る が、 公 共 施 設 \mathcal{O} 用 に 供 さ れ 7 1 た 玉 0 土 地 で あ る \mathcal{O} で、 土 地 区 画 整

理 法 第 百 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に基 づ き、 同 事 業 \mathcal{O} 換 地 処分に より、 代替 道 路 \mathcal{O} 用 地 が 玉 に 帰 属 す

ることとなる。

三について

長 野 県 及 び 長 野 市 か 5 事 情 を 聴 取 L たところ、 本 件 土 地 は、 長 野 市 が 道 路 敷 地 す Ź た \Diamond に

買 収 し、 管 理 を 行 0 7 きたところ か ら、 本 件 土 地 لح 市 Ш 氏 所 有 \mathcal{O} 土 地 と \mathcal{O} 境 界 \mathcal{O} 確 認 は 本 件

土 地 に 0 1 て 貸 付 け を 受 け、 実 態 を 承 知 し て 1 る 長 野 市 が 行 0 た ŧ \mathcal{O} で あ る。

な お、 今 後 は 玉 有 財 産 \mathcal{O} 境 界 \mathcal{O} 確 認 を行う場合の手続に つ ۲, 7 は、 関 係 機関と十分な連絡

調整を図るよう指導してまいりたい。